



第4次男女共同参画基本計画の概要 (平成27年12月25日閣議決定)

内閣府男女共同参画局

1. はじめに

男女共同参画局では、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）第13条に基づき、5年ごとに男女共同参画基本計画を策定し、政府一体となった取組を総合的かつ計画的に推進しています。

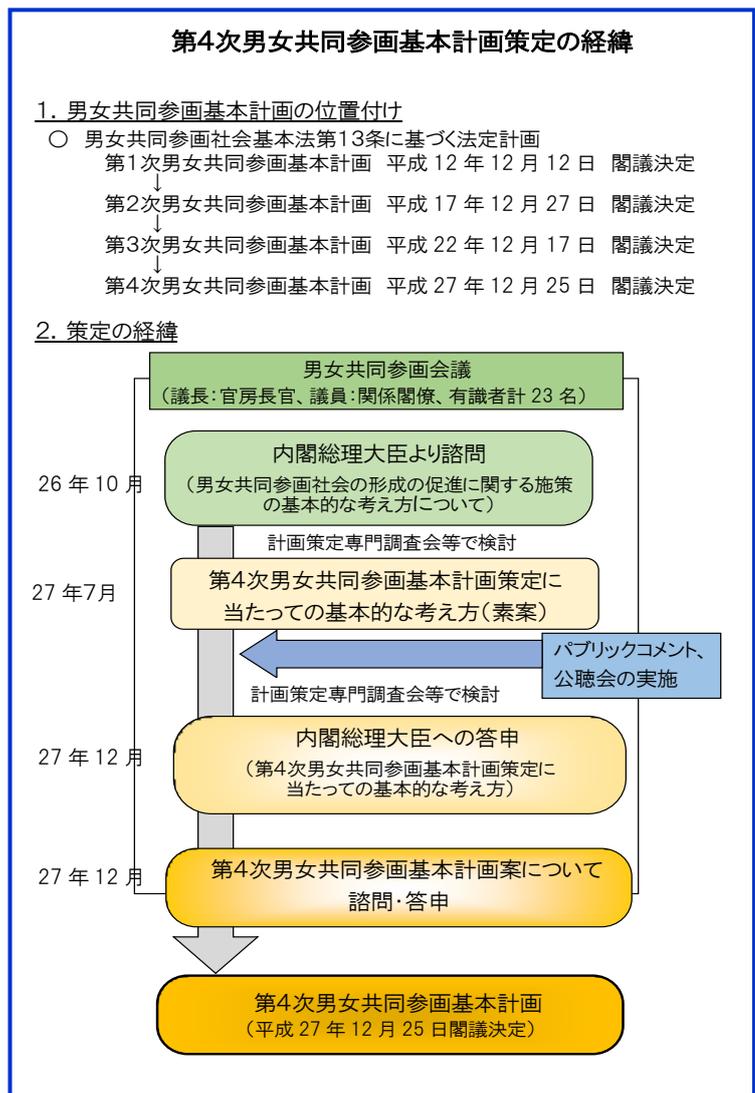
平成27年12月25日に閣議決定された第4次男女共同参画基本計画（以下「第4次計画」という。）では、平成37年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めています。

2. 第4次計画策定の経緯

平成26年10月6日、安倍内閣総理大臣から男女共同参画会議に対し、第4次計画策定に当たっての「基本的な考え方」について諮問しました。

同諮問に対して、男女共同参画会議は、会議の下に、計画策定専門調査会、女性に対する暴力専門調査会及び監視専門調査会を設置し、検討を行いました。また、広く国民から意見を求めるため、全国6か所での公聴会（参加者：881人）やパブリックコメント（意見数：3,616件）での意見も踏まえて調査審議を進め、平成27年12月1日に「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」を答申しました。

同答申を踏まえて策定されたのが今回の第4次計画です。



3. 第4次計画の目指すべき社会

「目指すべき社会」として、「(i)男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会」、「(ii)男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「(iii)男性中心型労働慣行(注)等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」及び「(iv)男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会」の4つを位置付けています。

(注) 男性中心型労働慣行：勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行

4. 第4次計画の主な特色

(1) 政策領域及び政策領域目標の新設

第4次計画における政策目的を明確化し効果的な推進を図るため、「(i)あらゆる分野における女性の活躍」、「(ii)安全・安心な暮らしの実現」、「(iii)男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」及び「(iv)推進体制の整備・強化」、という4つの政策領域を大きな柱として定めるとともに、71の成果目標の中から重点的に監視・評価すべき14項目の政策領域目標を新たに設け、実効性のあるフォローアップを行うこととしています。

(2) 12の個別分野と推進体制

(i)～(iii)の政策領域の下には、重点的に取り組む12の個別分野を設け、「(iv)推進体制の整備・強化」と併せて4つの政策領域の下に、計71の成果目標を設定し、実効性のある具体的な取組を進めることとしています。(第3次計画では15の個別分野と82の成果目標)

(3) 主な特色

- ア) 第4次計画では、女性の活躍のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、計画全体にわたる横断的視点として、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を第1分野に位置付け
- イ) あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブアクションの実行等による女性採用・登用のための取組や、将来指導的地位へ成長していくための人材の層を厚くするための取組を進めること
- ウ) 困難な状況におかれている女性についても、きめ細やかな支援が必要であることから、そのための環境整備を図ること
- エ) 東日本大震災後の経験と教訓を踏まえ、防災・復興関連施策の充実のため、「男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立」として分野を独立
- オ) 女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組の強化
- カ) 国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感及び評価の向上
- キ) 地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化などを盛り込んでいます。

第4次男女共同参画基本計画(概要) ①

政策領域目標一覧

※ 政策領域目標とは、計画の効果的な推進、実効性あるフォローアップを行う観点から、重点的に監視・評価すべき目標として設定したもの

I あらゆる分野における女性の活躍(第1~5分野)

	項目	現状	成果目標(期限)
国家公務員女性の登用	本省課室長相当職に占める女性の割合	3.5% (平成27年7月)	7% (平成32年度末)
	係長相当職(本省)に占める女性の割合	22.2% (平成27年7月)	30% (平成32年度末)
地方公務員女性の登用	都道府県(市町村)の本庁課長相当職に占める女性の割合	8.5%(14.5%) (平成27年)	15%(20%) (平成32年度末)
	都道府県(市町村)の本庁係長相当職に占める女性の割合	20.5%(31.6%) (平成27年)	30%(35%) (平成32年度末)
民間企業女性の登用	課長相当職に占める女性の割合	9.2% (平成26年)	15% (平成32年)
	係長相当職に占める女性の割合	16.2% (平成26年)	25% (平成32年)
25歳から44歳までの女性の就業率		70.8% (平成26年)	77% (平成32年)
週労働時間60時間以上の雇用の割合		男性: 12.9% 女性: 2.8% (平成26年)	5.0% (平成32年)
男性の育児休業取得率	国家公務員	3.1% (平成26年度)	13% (平成32年)
	地方公務員	1.5% (平成25年度)	13% (平成32年)
	民間企業	2.3% (平成26年度)	13% (平成32年)

II 安全・安心な暮らしの実現(第6~8分野)

	項目	現状	成果目標(期限)
健康寿命(男女別)	健康寿命(男女別)	男性: 71.19歳 女性: 74.21歳 (平成25年)	健康寿命を1歳以上延伸 男性: 70.42歳→71.42歳 女性: 73.62歳→74.62歳 (平成22年→平成32年)
	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数	25か所 (平成27年11月)	各都道府県に最低1か所 (平成32年)
ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者数	ハローワークによるひとり親家庭の親の正社員就職者数	38,774件 (平成26年度)	前年度以上 (毎年度)

III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備(第9~12分野)

	項目	現状	成果目標(期限)
「男女共同参画社会」という用語の周知度	「男女共同参画社会」という用語の周知度	男性: 66.3% 女性: 61.3% (平成24年)	男女とも100% (平成32年)
	待機児童数	23,167人 (平成27年4月)	解消をめざす (平成29年度末)
大学学部段階修了者の男女割合	大学学部段階修了者の男女割合	男性: 54.9% 女性: 45.1% (平成25年)	男女の修了者割合の差を5ポイント縮める (平成32年)
	都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	13.2% (平成27年)	30% (平成32年)

IV 推進体制の整備・強化

	項目	現状	成果目標(期限)
男女共同参画計画の策定率(市町村)	男女共同参画計画の策定率(市町村)	市区: 97.0% 町村: 52.6% (平成27年)	市区: 100% 町村: 70% (平成32年)

< 図 2 : 政策領域目標一覧 >

第4次男女共同参画基本計画(概要) ②

第2部 施策の基本的方向と具体的な取組

政策領域 I あらゆる分野における女性の活躍	① 男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働き方等の改革(長時間労働削減・ICT活用など、家事・育児・介護等への参画に向けた環境整備) ・ 男女共同参画に関する男性の理解の促進、ポジティブ・アクションの推進による男女間格差の是正 ・ 女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し(税制、社会保障制度等)
	② 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「30%」達成に向け、さらに踏み込んだポジティブ・アクションの推進 ・ 政治・司法・行政・経済分野における女性の参画拡大 ・ 各分野(地域、農山漁村、科学技術・学術、医療、教育、メディア、防災・復興、国際)における女性の参画拡大
	③ 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	<ul style="list-style-type: none"> ・ M字カーブ問題解消等に向けたワーク・ライフ・バランス等の実現 ・ 均等な機会・待遇の確保対策の推進(マタハラ等の根絶含む)、ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正 ・ 非正規の処遇改善、再就職・起業支援等
	④ 地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における女性の活躍推進に向けた環境の整備 ・ 農山漁村における女性の参画拡大や女性が働きやすい環境の整備
	⑤ 科学技術・学術における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性研究者・技術者が働き続けやすい研究環境の整備 ・ 女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成
政策領域 II 安全・安心な暮らしの実現	⑥ 生涯を通じた女性の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生涯を通じた健康支援、性差に応じた健康支援、妊娠・出産等に関する健康支援 ・ 医療分野における女性の参画拡大
	⑦ 女性に対するあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防と根絶のための基盤整備、配偶者等からの暴力、ストーカー事案、性犯罪、子どもに対する性的な暴力、売買春、人身取引、メディアにおける性・暴力表現への対策
	⑧ 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援(ひとり親家庭、子供・若者の自立) ・ 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の整備
政策領域 III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	⑨ 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 働きたい人が働きやすい中立的な税制・社会保障制度・慣行、家族に関する法制等の検討 ・ 育児・介護の支援基盤の整備
	⑩ 教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民的広がりを持った広報・啓発の展開 ・ 男女共同参画等の教育・学習の充実等
	⑪ 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災施策への男女共同参画の視点の導入 ・ 東日本大震災からの復興施策への男女共同参画の視点の導入 ・ 国際的な防災協力
	⑫ 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女子差別撤廃条約等の国際的な規範、国際会議等における議論への対応 ・ 男女共同参画に関する分野における国際的なリーダーシップの発揮
IV 推進体制の整備・強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内本部機構の強化、男女共同参画の視点を取り込んだ政策の企画立案及び実施(予算編成に向けた調査審議等) ・ 地方公共団体や民間団体等における取組の強化 	

< 図 3 : 施策の基本的方向と具体的な取組 >

5. 第4次計画策定後のフォローアップ等

平成28年2～3月に、第4次計画を勘案した都道府県男女共同参画計画や市町村男女共同参画計画の策定、必要な取組の促進等を図るため、全国13カ所で地方公共団体向け説明会を開催しました。

また、第4次計画における主要な施策の進捗状況について、男女共同参画会議において、毎年度の予算編成等の動きと連動させた形でフォローアップしていくとともに、毎年6月を目途に、男女共同参画会議の意見を踏まえ、女性活躍加速のための重点方針を決定し、各府省の概算要求に反映させることを予定しています。（※重点方針については、下記リンク先を御覧ください。）

<http://www.gender.go.jp/policy/sokushin/sokushin.html>

6. 関連資料

第4次計画の概要、本文、参考指標及び関連した用語解説については、下記リンク先を御覧ください。

http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/4th/index.html

掲載：2016年6月30日

このゼミは「フレンテみえ」ホームページで公開しています。

フレンテみえ

検索

クリック

MIE PREFECTURE GENDER EQUALITY CENTER

三重県男女共同参画センター フレンテみえ

〒514-0061 三重県津市一身田上津部田1234

TEL : 059-233-1130 FAX : 059-233-1135

E-mail : frente@center-mie.or.jp URL : <http://www.center-mie.or.jp/frente/>

